

2 5 川 監 第 9 5 9 号

平成 2 6 年 1 月 1 7 日

坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅 原 進

同 宮 原 春 夫

川崎市職員措置請求について（通知）

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

- 1 本件措置請求は、本市施設等の人的警備業務委託及び機械警備業務委託のうち、平成25年度において特命随意契約により執行した28件について、随意契約は地方公共団体の契約方法としては例外であり、当該契約を競争性のある契約方法に切り替え、長期継続契約方式も併用すれば、過去の契約金額減少事例を参考にすると、平成25年度契約金額の25パーセント程度にまで減少することが予想されることから、平成26年度においても特命随意契約で執行すれば損害が発生するおそれは明白であるとして、平成26年度における当該契約を特命随意契約とすることを差し止め、競争性のある契約方法に改めるよう、契約行為に関わる本市職員に対して勧告することを求めるものである。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求は、具体的な違法又は不当な財務会計行為等を対象とするものであることから、請求を行うに当たっては、違法又は不当な行為等を個別的、具体的に摘示し、かつ、その事実があることを証する書面を添付しなければならない場合は住民監査請求の要件を欠くこととなる（最高裁判所平成2年6月5日判決（平成1年（行ツ）第68号）参照）。
- 3 この点、請求人は、上記28件の警備業務委託契約が違法、不当である理由として、概ね次のような主張を行っている。
 - （1）地方公共団体の契約において、法令上、随意契約は例外的な契約方法であり、随意契約条項の適用については慎重に判断すべきこと
 - （2）本市において、随意契約から競争性のある契約方法に変更したことにより、契約金額が大幅に減少した事例があること
 - （3）平成16年度以降、財政局長名等で全庁に契約事務の適正な執行に係る通知が繰り返し発せられており、本市全体の警備業務委託契約の92パーセント以上が、すでに競争性のある契約方法を採用していることから、上記28件の警備業務委託契約についても、競争性のある契約方法に改めることは十分可能と考えられること

(4) 平成14年度以降の本市の行財政改革では、多くの取組による改革効果が報告されているが、上記28件の警備業務委託契約については、本市財政の効率化に全く寄与していないこと

(5) 過去の本市及び他都市の監査結果等においても、契約方法の改善に係る指摘や意見があり、これを受けて競争性のある契約方法を採用するなどの措置が講じられた報告も多数みられること

4 法第234条第2項は、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り行うことができる旨を定めており、同項に基づき、地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の2第1項は、随意契約によることができる場合を列挙している。

監査委員が関係書類を閲覧したところ、上記28件に係る平成25年度警備業務委託契約のうち、令第167条の2第1項第1号により15件、同第2号により9件、同第6号により2件、同第1号及び同第2号により1件、同第1号及び同第7号により1件、それぞれ随意契約とされており、いずれも特命随意契約により執行されていた。

警備業務委託契約についても、個別具体的な事情によっては令第167条の2第1項各号に該当する場合がありますが、令第167条の2第1項第2号に関しては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するか否かについて、判例は、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解しており(最高裁昭和62年3月20日判決(昭和57年(行ツ)第74号)参照)、同第6号及び同7号についても同様に解釈されることが考えられる。

しかしながら、請求人は、随意契約は例外で、本市でも警備業務委託契約の大多数が競争性のある契約方法を採用していることや本市財政の効率化の一般論等から上記28件の警備業務委託契約が違法、不当であると主張しているにとどまり、上記28件の警備業務委託契約それぞれについて、なぜこれらが

令第167条の2第1項各号に掲げる場合に該当するといえないのか、なぜこれらを特命随意契約で執行することが違法、不当であるのか等を個別的、具体的な事情に則して主張しておらず、これらが違法又は不当であることを証する個別具体的な事実証明書も提出していない。

結局のところ、本件措置請求は、特命随意契約による上記28件の警備業務委託契約について、その違法性又は不当性を個別的、具体的に摘示しないままに、漠然と違法又は不当の疑いがあるとして、監査委員に対しその調査を求め、違法又は不当な契約があった場合にその差止めないし是正を行うよう求めているにすぎないものである。

5 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。

なお、監査委員としては、請求人が引用した平成17年4月11日付け17川監公第8号（定期監査結果）や平成18年5月10日付け18川監公第8号（行政監査結果）等の監査結果において、随意契約に関して言及してきたところであるが、今後も定期監査等において適正な契約事務がなされているか、注視していくことを付記する。